

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会
技術安全ワーキンググループの設置について
～関係法令～

○ 国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）（抄）

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
- 三 （略）
- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 交通政策審議会令（平成 12 年政令第 300 号）（抄）

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、國土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が任命する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
陸上交通分科会	一 鉄道、 <u>道路運送</u> その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。

○ 交通政策審議会運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するものほか、この規則の定めるところによる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適當であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則（抄）

(趣旨)

第1条 陸上交通分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するものほか、この規則の定めるところによる。

(部会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適當であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則（抄）

(ワーキンググループ)

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適當であると認めるときは、部会の議決とすることができる。

(ワーキンググループの委員)

第2条 ワーキンググループに属すべき委員等（陸上交通分科会運営規則第3条の「委員等」という。以下同じ。）は、自動車部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

(ワーキンググループの委員長)

第3条 ワーキンググループに、委員長を置き、当該ワーキンググループに属する委員等から、部会長が指名する。

2 ワーキンググループは委員長が招集する。

3 委員長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該ワーキンググループに属する委員等のうち委員、当該議事に關係のある臨時委員に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会

技術安全ワーキンググループの公開について（案）

本ワーキンググループの公開については、交通政策審議会陸上交通分科会における取扱いを尊重して行うこととし、具体的には以下により対応することとする。

1. 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件については非公開とすることができます。
2. 議事録については、本ワーキンググループ開催後速やかに公開する。ただし、委員長が、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めた場合その他正当な理由があると認めた場合には、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

<参考>

交通政策審議会陸上交通分科会の公開について

交通政策審議会陸上交通分科会の公開については、交通政策審議会陸上交通分科会運営規則に基づき、以下によるものとする。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則（抄）

（議事の公開）

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会「技術安全ワーキンググループ」の設置

○ 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則(抄)

(ワーキンググループ)

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。

